



[http:// www.okamoto-pat.jp/](http://www.okamoto-pat.jp/)

# 岡本特許 ニュース

岡本特許事務所  
〒541-0041 大阪市中央区北浜 3-2-1  
TEL06-6202-5858 FAX06-6229-1068

2019 MAY / 217号

## ★ 特許法等の一部を改正する法律案 ★

特許法等の一部を改正する法律案が現在開会中の第 198 回国会（通常国会）で審議中です。次のような改正が行われる予定です。

### （１）特許法の一部改正

特許侵害の特殊性に鑑み、「侵害した者勝ち」にならないようにすることが目的です。

#### ① 中立な技術専門家が現地調査を行う制度（査証）の創設

特許権の侵害の可能性がある場合、中立な技術専門家が、被疑侵害者の工場等に立ち入り、特許権の侵害立証に必要な調査を行い、裁判所に報告書を提出する制度が創設されます。製品を分解しても分からない場合や入手できない等の場合に有効です。

#### ② 損害賠償額算定方法の見直し

(i) 侵害者が得た利益のうち、特許権者の生産能力等を超えるとして賠償が否定されていた部分について、侵害者にライセンスしたとみなして、損害賠償を請求できるようになります。

(ii) ライセンス料相当額による損害賠償額の算定に当たり、特許権侵害があったことを前提として交渉した場合に決まるであろう額を考慮できる旨が明記されます。

※②については実用新案法、意匠法及び商標法において同旨の改正が実施されます。

### （２）意匠法の一部改正

意匠の保護拡充が目的です。

#### ① 保護対象の拡充

物品に記録・表示されていない画像や、建築物の外観・内装のデザインが、新たに意匠法の保護対象となります。

#### ② 関連意匠制度の見直し

関連意匠制度とは、自己の出願した意匠又は自己の登録意匠（本意匠）に類似する意匠の登録を認める制度です。

(i) 関連意匠の出願可能期間が、本意匠の登録の公表日まで（8 か月程度）から、本意匠の出願日から 10 年以内までに延長されます。

(ii) 関連意匠にのみ類似する意匠の登録が認められます。

#### ③ 意匠権の存続期間の変更

「登録日から 20 年」から「出願日から 25 年」に変更されます。

#### ④ 意匠登録出願手続の簡素化

(i) 複数の意匠の一括出願が認められるようになります。

(ii) 物品の名称を柔軟に記載できるようにするため、物品の区分が廃止されます。

#### ⑤ 間接侵害

間接侵害とは、侵害を誘発する蓋然性が極めて高い予備的・幫助的行為を侵害とみなす制度です。「その物品等がその意匠の実施に用いられることを知っていること」等の主観的要素を規定することにより、取り締まりを回避する目的で侵害品を構成部品に分割して製造・輸入等する行為が取り締まれるようになります。

### （３）その他

公益団体等（自治体、大学等）が自身を表示する著名な商標権のライセンスを認めることができるようになります。

施行期日は、一部の規定を除き、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において 政令で定められます。